

保護費の事務処理ミス、受給者の不利益にならない対応を！

「最低限度の生活保障に反する」(東京地裁判決)ことを考慮した措置を福祉事務所に要望

5月24日、党市議団で「生活保護制度の運用改善について」の申入れを行い、適正な対応を求めました。

熊本市内の各福祉事務所は、2016年度に行った再総点検結果を公表、新たに99件の過誤支給が判明しました。

(過大支給)	95件	6,978,385円		
(過少支給)	4件	402,358円	合計	99件 7,380,743円

【申入れ事項】

- 1、過大支給分は、今年2月に確定の東京地裁判決に則り、返還を求めないこと。
- 2、過少支給分は、各福祉事務所のミスによる違法状態であり、不足分全額を支給する。
- 3、2015年11月判明分の過誤支給についても、上記同様に対応を改善すること
- 4、熊本地震発災に関わる生活福祉資金貸付の返済は、厚生労働省見解に基づき、保護費以外の収入がある場合においては、収入認定しないよう対応を徹底すること
- 5、熊本地震発災による、住宅扶助については特別基準の適用を認めること

過大支給の返還・過少支給は、最低限度の生活保障に反する

過大支給の一律返還を求めれば、東京地裁判決同様の「最低限度の生活保障に反する」こととなります。過大支給に一律返還を求める本市福祉事務所の対応は違法です。事務処理ミスの瑕疵は福祉事務所にあるこ

とからも、過大支給に返還を求めるべきではありません。

過少支給も、ミスの期間、最低限度の生活保障を欠いた状態でした。違法状態を招いてきた責任を深く反省し、全額を支給すべきです。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部ひろし

熊本市中央区手取本町1-1 議会棟3階

NO. 1048

2017年5月28日

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール: kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP: 共産党熊本市議団



「返還処分を取り消し」を言い渡す

東京地裁判決が確定(2017年2月)

福祉事務所のミスで1年以上収入認定漏れが続き、過誤支給が発生したケースで、福祉事務所は過誤払分全額返還の処分を行いました。

東京地裁判決は「全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に反するおそれがある場合、当該被保護者に返還金の返還をさせないことができる」と述べ、返還処分取消の判決を言い渡しました。

熊本地震の生活福祉資金貸付、保護費以外の収入があれば返還金は収入認定しない

熊本地震復旧に、生活保護世帯でも「生活福祉資金貸付」等を利用しています。厚生労働省は「生活福祉資金の返済に充てる額は、保護費以外の収入がある場合は収入認定しないこととしている」との見解です。今後始まる生活福祉資金貸付の返還では、厚労省の見解に基づき、収入認定しないよう徹底すべきです。

(控室から)

「見えない被ば者」への支援を！

なすまどか



現在、熊本市では、家を失うなどにより、プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅、公営住宅等に同居している世帯が10826世帯に上っています。その内、みなし仮設住宅(民間の賃貸住宅)への入居者が9603世帯と全体の約9割を占めている状況です。一カ所にまとまって生活している仮設住宅と違い、みなし仮設入居者は、各々の賃貸住宅に暮らし、支援をしようとしてもどこにだれが住んでいるのか実態が見えにくい状況です。また、被災程度も近隣住民とは違うことから、震災に関する話題や体験などが共有できずに孤立を深めるリスクが高まっています。阪神淡路大震災や東日本大震災において、震災後の孤立死が大きな問題となりましたが、熊本市においても、仮設住宅入居者とともにみなし仮設入居者への見守りや支援が大切になっていきます。現在は、地震により機能の大部分を失った市民病院の看護師40名が、チームを組み、みなし仮設入居者への訪問を通じ、見守りやケアにあたっている状況です。見守り体制を強めるとともに、交流会や相談会等の開催を実施するなど、孤立を防止し、支援を強化していくことが求められます。地震で助かった命が、孤独死によって失われることがないように引き続き市議団としても取り組んでいく決意です。

熊本地震～生活・生業再建への不安…、いま県が急いで取り組むべき問題は 被災者アンケート、国会議員団調査をふまえ県に申し入れ

5月18日、日本共産党熊本県委員会は、この間、取り組んできた熊本地震被災者アンケートの中間取りまとめ報告書が完成したことから、4月に行った国会調査団による調査活動もふまえ、いま県が急いで取り組むべき問題について要望項目まとめ、県に申し入れをしました。



申し入れには、松岡勝衆院選九州沖縄ブロック比例予定候補、関根静香熊本3区予定候補、山本伸裕県議はじめ、熊本市議団ほか地方議員団も参加しました。

申し入れの主な内容は、以下のとおりです。

【被災者の状況把握し、これ以上の関連死、孤独死を生み出さないために】

- 民間の支援組織が行っているみなし仮設住宅への訪問・見守り活動について——蓄積された活動の貴重な経験を各市町村に普及し、財政的・人的支援を強めること。
- 在宅避難者の実態把握と支援強化を——半壊以上の被害家屋において、全ての在宅避難者を自治体

で把握し、見守り訪問や情報提供、健康相談などの手がいき届くようにすること。

- 応急仮設、みなし仮設住宅における住み替えを、正当な理由があれば、原則として認めること。

【住まい再建に見通しが立たず展望が持てない被災者に希望の光を】

- 一部損壊世帯に対する県独自の公的支援制度の創設を。
- 自宅擁壁の補修について、復旧事業の要件である住宅2戸以上、盛土の高さ2m以上を、1戸からでも事業の対象とすること。
- 一部損壊世帯への義援金配分について、領収書の提出を条件とするのではなく、見積書、請求書で認めること。

- 地盤被害への県独自の補助について、上限額（1,000万円）を撤廃するとともに、領収書提出を条件とするのではなく、見積書、請求書で認めること。
- 災害復興住宅について、再度希望調査を丁寧に行うとともに、必要な戸数を整備すること。また、建設場所や建て方について、住民の意向を尊重すること。

【農業被害に対する支援の強化を】

- 農地、農業用施設の被害について、査定は終了しているが、件数の多さや業者不足から復旧工事の発注が遅れている。作付けができない農家に対する所得補償を。

- ほかの人に貸している農地、小規模な農地の被害に対する助成対象の拡大など、経営体育成支援事業の見直しをおこなうこと。

【国に対し、要請を】

- 一部損壊への公的支援制度を直ちに作ること。生活再建支援金を、現行最大300万円から500万円に引き上げること。
- 熊本地震の最大の特徴である地盤被害の復旧・補強のための、国による全額支援制度を創設す

- ること。
- 被災者の生活・生業の再建、緊急の復旧事業から、中長期的な復興にいたるまで、国が全額負担する「特別措置法」を制定すること。